



総合的な学習の時間で①

古くから伝えられている踊り、まちを支えている交通や産業、子どもの遊び、土地の言葉などを題材に、まちの発展・変化の状況を調べ、その結果を地域の人たちに発表することにしました。

お話を聞いたときに
写した写真をプリント
にコピーしてみんな
に配っちゃおうかな？

市役所で調べた人口、
面積、お店の数とかの
データはそのまま
使っているのかな？

調べたまとめを学校の
ホームページに載せて
もらおうよ。

保存会の人たちが踊って
くれたのをビデオで撮影
したんだけど、みんなに
見てもらいたいなあ。



教師のための解説

人口や面積などのデータ(客観的な事実)は著作物ではないので、誰かに了解を得る必要はありません。

踊りをビデオに撮った場合、撮影した人がその映像の権利をもつこととなりますので、その人の判断でそのビデオを多くの人に見てもらうことは問題ありません。

ただし、他人の著作物がビデオ映像の中に含まれている場合には、その人の了解を得る必要があります。この事例の場合、振り付けを録画したこととなりますが、昔から伝えられているものであれば権利が消滅している場合もあります。

また、踊ってくれた保存会の人には踊っている姿を無断で録画されない権利(実演家としての権利のひとつ)がありますので、みんなに見てもらうために録画することについて了解を得ておきましょう。

地域の人たちに学習成果を見てもらうためにビデオ上映することは、非営利・無料であれば、関係する権利者の了解を得る必要はありません。

調べ学習の成果を学校のホームページで発表しようとする場合、そのまとめの中に他人の文章やイラスト、写真等が含まれていれば、引用として許される場合を除き、複製や公衆送信についてそれらの作者(著作権者)の了解を得ておく必要があります。

スナップ写真を使う場合、被写体が人間の場合は注意が必要です。人間には自分の姿を他人に無断で使われないという、いわゆる「肖像権」が判例で認められていますので、それを多くの人に配るときには写っている人の了解も得ておきましょう。

みんなが調べた内容はいろんな方法で発表できるね。
調べたときに協力してくれた人には、成果とその使い方を説明してきちんと感謝の思いを伝えよう。役立つ資料にはそれを作った人にも感謝しよう。
インターネットは世界中の人が見ることができるので、どんな内容をどのように載せるかについて注意が必要だね。

